

平成27年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成27年12月9日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

建設部長 森 浩平

(農林水産課)

課 長 中嶋 敏純 係 長 畑中 隆徳

係 長 山本 公司 主 事 林田 和真

(管理課)

課 長 濱 伸二 課長補佐 日名子 達也

係 長 前田 将範 主 事 馬場 俊輝

(都市整備課長)

課 長 松邨 清茂 課長補佐 山口 新吾

係 長 藤崎 隆行 主 任 山口 和樹

教育次長 帯田 由寿

(教育総務課)

課 長 青田 浩二 係 長 金子 寛之

係 長 和田 久美子

(生涯学習課)

課 長 栗山 浩二 係 長 渡辺 房子

(スポーツ推進課)

課 長 山 口 正 係 長 北 野 靖 之

(財務課)

課 長 田 中 一 之

副 町 長 鈴 木 典 秀 教 育 長 黒 田 義 和

本日の委員会に付した案件

議案第 71号 平成27年度長与町一般会計補正予算(第3号)

開 会 9時28分

散 会 13時50分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。昨日に引き続きまして、議案第71号、長与町一般会計補正予算第3号の件を議題とします。本日は、農林水産課所管からいきます、提案理由の説明を求めます。なお、説明、答弁は、座ったままで結構です。中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算第3号の農林水産課所管分につきまして御説明をいたします。それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。歳出でございます。32、33ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項3目15節、工事請負費の680万円でございますが、この説明欄の方ではですね、農道等補修工事となっておりますが、これは農林水産課で管理をしております、長与町農産物直売所、まんてん敷地のもので、町有地におきまして、現在、まちひとしごと創生事業によりまして、建設中の農産物加工所の周辺におきまして、アスファルト舗装工並びに、側溝工などを施行しまして、周辺施設と一体的整備を行うものでございます。以上が、農林水産課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。堤議員。

○委員（堤理志委員）

今の御説明で、農産物加工所の関係というのはわかりましたけれども、この加工所の全体の工事の中の、多分全体じゃないのかなという気がするんですが、この工事で大体どういう事業内容で今回、どのあたりまでの内容の工事になるのかをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

あそこの町有地が、約2,300平米ほど全体でございます。到底、全部はできないので、舗装面積としましては、そのうちの周辺としまして700平米をですね、予定をいたしておるところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

2,300平米の内の約700平方メートルを整備するという事です。いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

今後その部分をいろんな、例えばオーリーブを絞る、機械を置いたりとかいうような話も聞いてますが、今回は、アスファルトの整備ということは、駐車場といいますかね、車を、土煙が立たないような舗装整備を今回行うという、建物そのものじゃなくて、あ

くまでも駐車を整備ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

はい、ご質問のとおりでございます。周辺の外構工事ということで、建物でございます。外構のですね舗装工事でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに今回のアスファルト舗装整備によって何台ぐらいが駐車が可能になるのか。よろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

正式に数えたことはないですけども、たぶん30台はですね、舗装面のところには十分可能かということで認識しております。

○委員長（喜々津英世委員）

30台は可能だということです。ほかにありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

余り質問が少なかったらいかんですから、総務委員はですね。特にそうだろうと思えますけども、あそこの今のまんでんのある周辺の利用というのはね、わからないわけですよ。それで今度、加工施設をつくれますよね。どこにつくるのかですね。そのあたりの図があればですね。ちょっと書いて今回の舗装はここで、農道と書いてるから本川内のにきの農道やろかと思ひよったんですね。何で農道と書かにかいのかですね。今、言えば、外構工事だと、ですね、外構工事と書けばいいわけでしょう。農道と書いた理由は何だったんでしょうか。その理由とですね。配置ば教えてくれんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

別に、予算のですね、編成上といいますか、なんといいですかね。システムの入力の仕方ですね、新たにその細節っていうのをですね、設けてですね。本当はそういうふうな外構工事っていうのを設けるべきだったんですけども、今回だけの1回、今年度きりの工事で行ったので、もう細節を設けずにはですね、今現在あります農道等補修工事ということでですね、計上させていただいたところでございます。図面については、

黒板でよろしければ、概略説明したいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会に入ります。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

わかりました。そばにですね、今、書かれたように「まんてん」があるんですが、「まんてん」の部分の駐車場というのは、がらがらして舗装はしてなかったんじゃないかな。同じ所管でですね、支援をしておるわけですね、町もね。そういう意味からは、この際、舗装がしてなければですね、きれいに舗装仕上げればですね、いいのになっていう感じはするんですけども。そういう今、現状と計画ともしわかればですね、お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

本来であればですね、一体的にすべてやりたいのはやまやまでございましてですね、委員御指摘のとおりありがたい言葉と思っておりますけれども、今現在がですね、未舗装じゃございませずに、建物「まんてん」の建物からですね、大体6メートルぐらいのところ、全面にですね、はすべて舗装して「まんてん」に向かいまして、縦列といいますか、いう駐車が何台かとまるような形でお客様を迎えられる形になっております。

将来的にですね、やはりあの先ほども、例年行っております「マルシェ」とかも今、開催中でございます。

シーサイドパークというのも完成しておりますので、町民体育祭とかっていうような駐車場も臨時的なっておりますので、そこらへんも含めてですね、来年度もですね、そういう要望をですね、させていただきたいということで、未舗装をなくすようなことで目指したいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。質疑なしと認めます。これで農林水産課所管の質疑終わります。

なお、お願いをしときますけれども、農道等補修工事としながらも、実際はこうだったという説明があつてわかりましたけれども、そういう問題は、説明をするときに、事前にそういうものをつけ加えて説明してもらえばよりスムーズな審議ができますので、よろしく申し上げます。堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっともう1点だけお伺いしたいのが、その駐車場を整備するという事になった場合にですね、「まんてん」さんを利用する方とオーリーブの方を利用される方、双方が

利用できるのか。取り合いといいますかね、そういう形にならないような方策というのを考えられてるのか、このあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

敷地ですね、「まんてん」さんと加工所施設という形で、境界は設けておりませんので、すべてフリーという形なっておりますので、皆様どこに停められてもということではないんですけれども、自由ってことにしております。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、質疑ありませんか。質疑なしと認め、これで農林水産課所管を終わります。続きまして、管理課を行いますので、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、引き続き委員会審査を行います。

次に、管理課所管を行います。説明を求めます。

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

おはようございます。それでは、引き続きまして、管理課所管分について、歳出を御説明したいと思います。

それでは事項別明細書の32、33ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費、7節賃金23万8,000円は、1月から3月までのパート賃金分でございます。

次に、13節委託料584万2,000円は、道路台帳作成業務の分で、榎の鼻土地区画整理事業の21路線分と高田南などの14路線分でございます。

次に、2項2目道路維持費、13節委託料800万円は、1月から3月までの街路樹剪定費用でございます。

続きまして、34、35ページをお開きください。

6項1目公営住宅管理費、11節需用費165万円は、町営住宅の退去戸数の増加に伴う修繕料でございます。

以上が監理課所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから管理課所管分の質疑を行います。

まず、8款1項1目7節の賃金。それから13節の委託料、まずここではありませんか。榎の鼻高田南の路線確定に伴う道路台帳の作成ということによろしいですか。

はい、次、8款2項2目の13節委託料800万、町道管理委託料は街路樹の剪定等ということでもあります。ここではありませんか。

次に、34、35ページの8款6項1目11節の修繕料165万円。

町営住宅の退去等に伴う修繕費ということであります。以上、ここまでのところで、何か質疑があれば。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

33ページのですね、道路管理の委託料なんですけど、剪定関係です、部長以下です、執行側に大変迷惑とお願いをしてくれておるんですけど、長与ニュータウンのですね、銀杏ですね。これは2、3年に1回カットしていただいてですね、電線にそのもうぼっくりもう上がるもんですからね。お願いして、1回で300万か400万ぐらいかかるんですね、ニュータウン全部やりますとね。

そういうことで、この今800万という場所は特定をしておられるのか、長与ニュータウンはですね、昨年していただきましたのでね、電線にはまだ達していないんですけどね、事前に来年の春に向けてですね、カットの予定があるのか、どういうところをその800万で刈ろうとするのかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長補佐。

○管理課長補佐（日名子達也君）

お答えします。今回の800万の内訳ですが、12路線ございます。街路樹につきましては12路線ございます。

この中に御指摘のニュータウンの分は入ってございません。

前年度の国体に向けてですね、街路樹剪定については、念入りに剪定を行っております。その後、今年に入りましてですね、全街路樹調査をいたしまして、剪定が必要なところにつきまして、今回、12路線あげさしていただきまして、800万ということで計上させていただきました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

よく現場をですね、見ていただきまして必要な時期にですね、必要な量はですね、ぜひお願いを従来どおりですね、管理をいただくように要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

すいません。今のに関連なんですけれども、上の剪定というのはわかるんですけども、その足元の根の張った分で道路が盛り上がっているという部分もかなり大きい木も町内にはありますので、あろうかと思いますが、そちらの方の管理も一緒にされてる

ということでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○管理係長（前田将範君）

街路樹の木の根の件につきましては、管理課の管理になっております。

余りにも大きくですね、根が成長して歩行者の歩行にですね、支障をきたす分につきましては、木の根を切ったりですね、最悪、木を伐採してですね、改良の方を進めていっておるところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで管理課所管を終わります。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会審査を行います。

次に、都市整備課所管を行います。説明をお願いします。松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは、都市整備課所管分について御説明をいたします。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書に御説明いたします。

まず初めに歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金で342万3,000円の増額でございます。

これは保留地売却による保留地処分金を特別会計から繰り入れするものでございます。

場所につきましては、道ノ尾駅前にある28街区3、28街区4の分でございます。

合計の金額が342万3,000円の増額でございます。

そのこの分の場所につきましては、黒板の方に貼っておりますけれども、ちょうど道ノ尾駅を駅舎出まして、右手、ちょうどお墓が右手に見えると思います。

そのこのたもとのところの三角地の角の方のところですね、ここが保留地となっております。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の34、35ページをお開きください。

2目土地区画整理費、17節公有財産購入費2,405万2,000円でございますが、これは高田南土地区画整理事業地内にある高田中学校から長崎高等技術専門校間にある高田郷500番1、500番2、500番3、の土地開発基金で先行取得していた土地三筆合計799.04平米を買い戻したものでございます。

その下、28節繰出金276万2,000円の減額でございますが、この繰出金をも

とに特別会計にて支出する退職手当負担金の年間支払い予定額が減となっていたためでございます。

以上で都市整備課所管分の説明を終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑行いますが、その前に保留地の処分したところ、せっかく図面がありますので、あれできちっと指していただいて、ここというのを。口頭では説明いただきましたので、それをまずお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、審査に入ります。

今、説明をいただきました、歳入の342万3,000円、特別会計の繰入金。保留地処分を繰り入れたということであります。質問ありませんか。それでは、歳出に移ります。

34、35、8款5項2目17節の公有財産購入費、質問ありませんか。質問ありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

799平米約240坪ぐらい、 $3 \times 8 = 24$ ですね、ぐらいになると思いますが、割り戻しますと坪10万ぐらいになりますかね、そういうことですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

坪に直しますと約9万9,400円程度になりますけれども、これは、土地開発基金で購入した際の鑑定評価をとって、購入しておるわけでございますけれども、その分の金額を今回、買い戻すという形でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これ地目は何だったんですか、金利も入れて、金利も入れてこの分金額ですよ。当然、3年間なら3年間の金利を入れたものが加算された金額になりますよね。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

地目は宅地でございます。土地開発基金で購入をしましたので、この分については金利はございません。その当時買った金額そのものそのままでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと待って、質問しますので、委員長交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

土地開発基金で購入していた500番1と2と3。この3筆を購入したですたいね、開発基金からね。そうすると、この土地は、平成22年11月8日に、8,900万6,904円で購入をしておる。

今回、取得した中から1番大きな2,158平米というものが買収されてないので、残り3筆の購入したときの簿価が2,405万9,000円だったということで、理解していいのかそれをお伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、議員さん言われるとおり、あと一筆残ってございます。これ買い戻しする際、開発基金の方から買い戻しする際は、どうしても町の予算とかございますので、その中でその見合った金額、買い戻せる金額に対しての土地がその面積とか金額とかありますんで、その分で順次買い上げていると。ただ、先ほど言われとった1番大きいやつ、まだ、高田郷の501番2っていうのがまだ残ってございます。

この分についてもまた来年度以降とかですね、そういった形で買い戻していくっていう形になろうかと思えます。以上でございます。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

買い戻しをするということは、買い戻しをした土地をどういうふうにして活用していくかということが前提とならんばいかん。

それは土地開発基金の管理規則でも、そういうふうが多分なっと思う。

そこら辺について何か利用目的や活用目的があるのかお伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

利用目的はございます。これは、ちょうど昔、みろくやさんがあったところなんでございますけれども、ちょうど高田中、職業訓練校の方から高田中学校の方に向かってちょうどカーブから三差路にかけたところで、道がちょっと狭いんです。朝、通学時には、結構、車が交通量が多いんで、子供たちがそこを、購入する道路側の方を肩身の狭い思いで通学してると。そういったところが学校の方とかですね、危険箇所とかそういうの

が上がってまして、ちょうどちが今回、購入した所に、そこに1メートルとか2メートル程度の通学路っぽいのを作れば、子供たちはその柵の中で、購入する土地の中で通学できますので、安全が確保できると、ということで、ここの3筆を購入し、現在は、通学路のように供用するという形で、今、使わせているという形でございます。

だから、購入目的は子供の安全のために、ここを先行取得をしたところを買い戻したということでございます。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。ありませんか。

質疑なしと認めます。これで、都市整備課所管を終わります。10時半まで休憩をします。

（休憩10時09分～10時30分）

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます、休憩前に引き続き、一般会計補正予算の件を議題とします。まず、教育委員会総務課所管分を行います。議案の説明をお願いします。青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

それでは、教育総務課所管分の補正予算につきまして、説明させていただきます。今回の補正は、長与町教育振興基金条例の制定と義務教育施設整備基金条例を含む4つの基金条例の廃止に伴う補正になります。

基金の補正につきましては廃止となります基金を取り崩し、その基金と運用収入全額を一般財源に繰り入れた後、土地開発基金と教育振興基金に積み立てるものです。

長与町一般会計補正予算第3号に関する説明書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額16万1,000円のうち、説明欄1行目の義務教育施設整備基金運用収入12万1,000円が教育総務課所管分になります。

続きまして、17款繰入金、2項基金繰入金、6目義務教育施設整備基金繰入金になります。

補正額5億1,019万8,000円を繰り入れて、合計5億1,254万7,000円。これは基金の廃止に伴い、全額を一般財源に繰り入れるものです。

11目教育振興基金繰入金になります。補正額2,279万6,000円を計上しております。

こちらは新設する長与町教育振興基金条例の制定に伴い、廃止する4つの基金の当初予算で計上しております事業費で、2項基金繰入金の6目義務教育施設整備基金繰入金

から4行目、10目体育振興基金繰入金までの規定額の合計になっており、各事業に充当するためのものです。

続きまして歳出でございます。

36ページ、37ページをお開きください。

11款教育費、1項教育総務費、3目義務教育施設整備基金費をお願いします。

先ほど歳入で説明いたしました、基金運用収入の預金利息分12万2,000円を増額計上しております。

こちらは廃止する義務教育施設整備基金に一旦積み立てるものです。

4目教育振興基金費になります。2億3,691万4,000円を計上しております。

こちらは一般財源に繰り入れた4つの基金と基金運用収入を合わせた額から、土地開発基金に積み立てる4億円を除いた額を基金に積み立てることにしております。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、歳入8ページ、9ページ、15款1項2目の1節のうちの義務教育施設整備基金運用収入12万1,000円。それと17款2項の6目の1節ですね、義務教育施設整備基金繰入金、5億1,019万8,000円と、1番末尾の教育振興基金繰入金2,279万6,000円。これが所管。ありませんか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

8ページのこの繰入金のですね、義務教育6、8、9、10ですね。これは、決算表ですね、26年の決算の中に添付されていますのでね、わかっておるんですが、11の先ほどちょっと聞きそびれたんですが、どうも私、こう見よってですね、理解しえなかったんですが、教育振興基金繰入金というのは、今からですよ、今からこの基金をつくろうという状況の中でですね、あるところに2,279万6,000円があってですね、あってそれを、それをですね、どこからか持ってきて繰り入れるというね、いうものが他の4つの基金なんですね。

だから、4つの基金はそれぞれあるわけです。これにね。基金の台帳。ところがこの11については、そのどこから持ってきたのかですね、どんな説明を、もう1回説明をお願いしたいと思うんです。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

それでは、御説明申し上げます。先ほどのですね、教育振興基金の方へ2,279万6,000円を繰り入れるものはですね。当初予算で、各事業ごとに繰り入れをするために設けてた金額がございます。

まず、義務教育の関係では、第2中の外壁工事関係に繰り入れをするようにしており

ます。

それと図書基金では、図書の購入で640万。それと文化振興基金では、陶芸の館の電気釜、ろくろ等の購入にですね、充てるものをもう繰り入れをするようにしておりますので、この時点でなくなってしまうので、この補正でその分を確保するという形ですね、義務教育基金繰入金で、その分の金額2,279万6,000をですね、確保してらっしゃるということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

6、8、9、10については、当初予算ですね、幾らかずつですね、既に繰り入れてですね、財源にしておるといのはね、それ理解できるわけ。

だからこそ、今回の現在のこの基金の26年度末のね、金額とこの金額が違うわけですね、違うと思います。

決算末で7300、図書基金が7354万8,000円ですね。それが6,000何百万繰り入れとる、その差額はですね、当初予算で入れとるんじゃないかな。それはそれはいいんですよ。6、8、9、10についてはね、それはいいんです。ここ、こっちにおいとおいて。

1番下の11の教育振興基金繰入金という1,279万6,000円。これはですね、基金の繰入金ですから、この基金を今から作ろうとしておるわけでしょう。この名称のですね。

条例で今、ようやくね、審議をしましたたい。だから、本会議で議決されれば、これができるわけです。ですね。そういう意味。

ところが現在ないのにね、この名称使った繰入金というのは、どっかになければいけない財源がですね、一般財源じゃないわけですから。

基金からの繰り入れですから。そこの基金がどっかにあらないかん。ですね。そう思うわけです。そのあたりの状況をもう少し説明をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

岩永委員がおっしゃるようになりますね、繰り入れる分がなくなって、なくちゃいけないということですよ、当初予算であった分をですね。ただ今回、同時に、議案65号で同じ廃止して一つにまとめさせていただいて議案が並行して進んだらいいわけでございます。

それで、その義務教育とかそういう図書基金とかっていう名目がなくなってくるので、それを確保する当初から繰り入れるようにしてました分を確保するために、今のこの時点ですね、教育振興基金繰入金を新たに今の時点で作らしていただいて、その中

に、現在も充当している分の金額を確保させていただいたということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと委員長として、確認をさせていただきますが、これは当然、教育委員会の一存でやったことではないだろうと思うんですが、財政そういったものと話をして、財政のこういう基金の創設、繰り入れ、ここら辺について、こういう方式で何ら問題がないという判断でやられたのかどうか、それを一つ先に聞かせてください。

帯田次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今回の補正に関しましては、財政サイドと協議をいたしまして、こういう計上をさせていただきますとります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚議員の質問と若干関連するんですが、私の感覚ではですよ、新しく科目なんかを起こすときには、存目計上で起こしておいてですね、そこに後でその後に、入れたり出たりというのが発生すると思うので、私もちょっと法律的なことをよく存じないんですが、財政法上でこういうことがちょっと見て可能なのかなという疑問を持つわけで、ちょっとそのあたりが私たちも議決責任が発生しますもんで、法的に本当に大丈夫なのかというのが確認が必要じゃないかと。私は思うんですよ。

いかがなんです。話し合ったということですが、例えば、こういう規定の適用をして大丈夫だったとかいうのを。大丈夫ですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を始めます。

今、財政の田中課長に来ていただきました。今、議論になつとるのは、教育振興基金そのものがまだ成立をしてない中で、旧4つの基金の当初予算計上分をそっちに移し替えるという行為がなんら問題ないのか、そういったことについて、基金を創設したにしても、それは条例に基づいて創設をするわけですので、それがまだ施行日が来てないのでね、まだ議案が通ったわけでもないんで、そういう段階で、これが果たしていいのかと、問題ないのかというのが今の議論の中身です。

帯田次長の話では、それぞれ財政とかそういったところと話もした上で提案をしたということでありましてけれども、そこらへんについて、課長の方からいまい度説明をお願いします。

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

その件について、お答えいたします。

まずですね、地方自治法の第222条。こちらにですね、地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、これを議会に提出してはならないと定めがございます。

こちらの方を簡単に要約すればですね。予算を伴う条例案を提出する場合は、これに必要な財源を計上する予算案を同時に提出しなければならないとそういった意味になります。

そういった意味からいたしますと、今回補正予算の3号でですね、こちらの教育振興基金の方へ計上することに対しては、施行日が再編する人、積み立てる土地開発基金の積み立てる日1月4日と来年の1月4日と規定してございますので、こちらを計上する分は、補正予算に上がる分はなんら問題ございません。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今の、説明で私もすべてをメモしておりませんが、地方自治法222条の規定で予算を伴う条例の制定は、同時に提案しなければならないという趣旨だったと思うんです。それでいいですね。今の説明を受けて、質疑がありましたらどうぞ。いいですか。

もしよかったら、今の条文を私たちも後学のために、参考にしたいので、後でコピーをいただけたらと思います。よろしいですか。いいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のはだれが質問したのかよくわかりませんが、私の質問はですね、再度申し上げますね、財政課長もちょうど来ておりますので、8ページに再度申し上げますね、17款の繰入金、基金繰入金、基金の繰入金ですよ、これはね。だから6、8、9、10のそれぞれの基金は、基金はですね。26年度決算にこういう形できちっと載ってますね。その額とですね、現在高は合致はしないだろうというふうに思います。

それはですね。先ほどからありましたように、当初予算でですね、1万円とか10万円とか、それぞれ例えば繰り入れてですね、一般会計の財源に使っておればですね、それだけ分が減るわけですから当然合致しないだろう。それはその先ほどわかりました。

ところが問題は、教育振興基金繰入金という11がですね、ここで新たにですね、基金の繰入金としてありますが、この財源2,200万はですね、そういう基金は今現在ないわけです。この基金がですね。歳出の場合は、理は通るんですよ。今からつくってですね、そこに幾らか多く入れますとそしたら理はとおります。歳入として、財源としてですね、する場合は歳入に指定する場合は、当然、そこにお金がなければいけない。基金がですね。だからどこにお金は二千何百万あるんですかというお尋ねを今しよるわ

けです。なければですね、ここに計上はできない。であれば一般財源繰入金ですね、充当しざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですが、どこにこの教育振興基金繰入金というのは、基金がどこにあるんでしょうかということです。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

説明書の36ページにあるんですけども、4目の教育振興基金費、名目の教育振興基金費っていうのがございますけれども、そちらの分を4つの基金をまとめたものをその基金に。

○委員長（喜々津英世委員）

一般会計と基金は別個に管理するのでね、一般会計に見えない基金の残高が今度8ページ、9ページで表に出てきたわけですね。ですから予算としてないわけじゃなくて、今まで4つの基金の分が、今度、新たな教育振興基金に充当されておるわけですから、そして、それが一般会計に入っていくわけですからね。ただ、岩永委員が言われるようにわかりにくいというのはもう事実なんですから、もう少しこうすば一っとなんかわかるように答弁をしてもらいたいと。どなたでもいいですから。ちょっと待ってください。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。今、平成27年度第3号補正予算（基金再編詳細）ということで、資料が配られました。これについて、田中課長から説明をお願いいたします。

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

今、お手元にお配りしてる資料ですけども、ちょっと財務課の方で、今回の補正予算の内容がちょっとわかりにくいというのもあって、内部資料的に作成したものでございます。

まず基金が4つ、義務教育施設整備基金、図書基金、文化振興基金、体育振興基金、4つ基金がございまして、1番上の段、基金残高こちらが①の欄ですね、これが11月末時点の基金の残高でございます。

②の定期解約時利息。こちらが解約時、これも11月末に解約を予定してございまして、その分の利息がそれぞれ発生いたします。合計欄が1番右端に16万8,034円となっております。

その①と②の合計が黒い太枠で囲んだところの金額になります。

これが、合計が右端に6億3,697万円3,851円。これは議会の本会議の方で説明を申し上げました、4つの基金の残高合計ですね、になります。この黒枠の中のうち

にですね、当初予算より、当初より歳出の財源へ充当の予定額。これは歳出の財源として、当初充てる予定だった金額でございます。こちらの金額が4つの基金がそれぞれございまして、その合計が右端の2,279万6,000円。こちらは、先ほど予算書の方の教育振興基金繰入金の額と一致いたします。

この③から④引いた残りの額ですね、下の赤字でして部分、こちらがそれぞれ実際に繰り入れる旧基金を解体して繰り入れる額になります。その額が、右端の6億1,411万円7,851円とこういった形になります。

結局、その4つの基金を再編したところですね、土地開発基金への積み立てが4億円、教育振興基金への積み立てが2億3,691万3,851円とその横に赤丸の合計、青丸の合計ということで、この差し引きが歳入歳出の取り扱いで、歳入が切り捨て、歳出の方が切り上げということですね、差が生じますので、この2000円っていうのは、処理の違いによる発生をするということでございます。なかなかわかりづらいとは思いますが、御理解の方よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これを受けて、何か質疑ありましたらどうぞ。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

さっきも申し上げたんですけれども、今までの私の感覚ですと、先々こういう科目が必要だなというようなものが見込まれ、見込まれたからなんですかね、そういう項目を1,000円でとりあえず、まずは計上しとくというのが、そういうもんだというふうに思ってたんですよね。今回は、初めて今回の議会に出てきた新しい基金で、しかもそれが補正予算の中でぼんと出て来るっていうのが、可能なかっていうところが若干疑問があるんですが、それは問題がないものなのかですね。私の勘違いなのかずっとそういうふうに理解をしとったもので、ちょっとここはひっかかるんですよね。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。田中課長。

○財務課長（田中一之君）

先ほど御説明申し上げた分と同じ内容になるんですけれども、地方自治法第222条の中でですね、予算案を伴う条例案を開設する場合には、それに必要な財源を計上する予算案を同時に計上するというのが要件になってございまして、その中で、新しい教育振興基金の繰入金という新しい科目が出るわけでございますけれども、本来わかっていたら1,000円とか、存目で当初予算から組むことも可能なんですけども、今回の場合は、そういうこと想定しておりませんでしたので、この補正3号の中で、新たに発生をしたということで御理解をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。歳入、歳出。歳出もほとんどこの基金絡みでありますので、歳入

歳出あわせて何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで教育委員会総務課を終わります。次に生涯学習課を行います。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会審査を行います。生涯学習課所管を行います。議案の説明をお願いします。栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

生涯学習課所管分の補正予算について、御説明させていただきます。一般会計補正予算に関する説明書の8、9ページをお開きください。

まず歳入でございますが、15款1項2目利子及び配当金の補正額16万1,000円のうち2段目の図書基金運用収入2万5,000円。

続いて、3段目文化振興基金運用収入5,000円が生涯学習課の所管分となります。続きまして、17款2項8目の図書基金繰入金ですが、6,717万4,000円を繰り入れて、合計7,357万4,000円となります。

続きまして、17款9目文化振興繰入金ですが、1,680万6,000円を繰り入れて、合計1,925万3,000円となります。これは、基金廃止に伴い全額を一般財源に繰り入れるものです。

11目教育続きまして、歳出関係の説明をさせていただきます。36、37ページをお開きください

下段の方、10款6項1目社会教育総務費ですが、266万9,000円の減額となっております。これは主に4月の人事異動に伴うものです。20、図書館費の25節の積立金ですが、2万6,000円の増額を計上しております。

続きまして、文化振興費の25節積立金ですが、文化振興基金積立金を6,000円増額計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。生涯学習課所管は基本的には基金の統合に伴う歳入、歳出が主であと人件費だけでね。

歳入、歳出いずれでも結構です。質問があればどうぞ。よろしいですか。質疑なしと認めます。これで、生涯学習課所管を終わります。暫時休憩します。

休憩を閉じて委員会を再開します。それでは、スポーツ振興課所管を行います。議案の説明をお願いします。

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

それでは、スポーツ振興課所管の分の説明をいたします。

先ほどから教育総務課、生涯学習課の説明がありましたがそれをなぞるような説明となります。

まず始めに説明書の8ページ、9ページをお開きください。

まず歳入でございます。15款1項2目利子及び配当金の補正額16万1,000円のうち4段目の1万円がスポーツ振興課分となります。

続きまして、17款2項10目体育振興基金繰入金ですが、1,993万8,000円を繰り入れて、合計3,153万8,000円となります。

これは、基金の廃止に伴い全額を一般財源に繰り入れるものでございます。続きまして、38、39ページ、歳出でございます。

人事異動、4月の人事異動に伴う分が主なものでございまして、25節の積立金も先ほどからの説明の基金の分の利子の分の積み立てとなります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。基本的にはこれも基金の統合に伴う歳入、歳出ということであります。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これでスポーツ振興課所管の質疑を終わります。御苦労様でした。

暫時休憩します。それでは、委員会審査が、休憩を閉じて委員会を再開します。

おかげさまで、すべての議案審査が終わりました。今日中に結審をしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。ありがとうございます。今日、結審をしたいと思っております。結審は執行部との時間調整もありますので、1時半でしたいと思っておりますがよろしいですか。ありがとうございます。それでは、1時半から結審をすることに決しました。1時半まで休憩します。

（休憩11時18分～13時24分）

○委員長（喜々津英世委員長）

皆さんこんにちは。いよいよ、本日最後となります。一応、すべての議案が審査を終わりましたので、これから、議案第71号、平成27年度長与町一般会計補正予算の、（第3号）に関する件を議題とします。なお、本件については、昨日、今日、それぞれ審査をしておりますので、今回は、討論、採決、いうことにさせていただきます。それではこれから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

はい、堤議員。

○委員（堤理志委員）

議案第71号に反対の討論を行います。

最大の問題は、住民の間で意見が2分している図書館の場所を、榎の鼻地区に決定づける中身になっている、この点が問題だというふうに思います。図書館は言うまでもなく、住民の知る権利を保障する施設であります。現在の老朽化した図書館は文化のまち

にふさわしいとは言えず、現在地で立替を軸に長年議論がなされてまいりました。しかし、住民の知る権利のための施設が住民の知る権利をよそに、議論がなされ、内々に場所が選定されていきました。今回の補正予算は、先の討論でも述べたとおり、目的基金を御破算にして統合するという荒い手法で、図書館関係の財源を捻出する予算であります。さらに、建設に係る財源のめど、町民に説明できないまま土地を取得することを予算化する、そういう内容が盛り込まれております。将来負担もまた財源も明示できない状態であり、議決責任を町民、皆さんに果たすことができないというふうに考え、今回の補正予算に反対をいたします。

○委員長（喜々津英世委員長）

はい、次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。

次に、賛成、反対いずれでも結構です討論ありませんか。

はい、安部委員、賛成・反対どちらでもかまいませんと言いましたので、明確にしてお願いします。

○委員（安部都委員）

それは議案第71号に賛成の討論をいたします。

今回の補正予算では主なものは民生費、そして、教育費、そして、諸基金のものでありますけれども、その民生費としていたしましては、福祉サービスの増加、そしてまた、乳幼児の医療費のシステム改修ということで、上げられておりますけれども、教育基金といたしましては、基金の廃止に伴う一般財源の繰り入れということで、なっております。これによって、図書館建設それから土地購入、そしてまた、教育スポーツ、そして、図書購入などの幅広い全般的な教育に利用できるという、可能になるということでありまして、しかし、義務教育施設の、やはり子供たちの手厚い基金としては、その明確なものが薄れてしまうというところで不安な面もあり、使用目的が明確にならないところが非常に不安な面もありますけれども、手厚い子供たちのやはりこれからの教育の基金としては補っていただきたいというところでありますね。そしてまた、主なもので、職員の残業のところがありますので、十分に職員のこれから残業が、その健康に留意いたしまして、残業の時間が減らされるようなシステムですね、改善をしていただきたいということで、賛成の討論といたします。

○委員長（喜々津英世委員長）

はい。賛成、反対いずれでも結構です。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、私は本議案に賛成の立場から述べさせていただきます。細かいことはですね、今、同僚議員も申し上げておったんですけれども、今回は大きく、以前からですね、委員会等でも取り上げてきてたんですけれども、減額補正をですね、早目にして、より有

効活用していただきたいということで、今回、人事異動に伴う減額補正がかなり上がってきておりました。また、それに伴いまして、増額補正もありますけれども、時間外の件、今、出てましたけれども。これはですね、あくまでも労務管理上ですね、余り過大にならないように計画的な仕事を進めて、出来るだけ少なくなるようにしていただきたいと思います。それともう1点、先ほどから出てると。今回の件は、基金を統合するという形で、それと新しく基金は立ち上げるという形で図書館の建設について大きく取り上げられてました。図書館の件はですね、いろいろと、町民の中でも議論があるところなんですけれども、建設用地につきましては、建設用地の取得、引き受けにつきましては、予定されて建設予定地は、町長の表明がありました。そして、議会の中で請願が出てきたときに、議会でもそれをやる、現地建てかえを検討するというございましたけれども、それ議会否決をしたわけですね。ということは、議会としても、新しい、榎の鼻土地区画整理事業地内に、建てることを一部認めたとと言っても私は、過言でないのではないかと考えております。ですので、今回補正で上がって、あるいは、用地を取得していくわけですがけれども、基金で取得していくわけですがけれども、今後、建設に関してまだわからない部分が多くございます。とりあえず、用地取得、この用地がですね、長年そのままの状態にないように、粛々と事業を進めていただければと思っております。以上、賛成討論といたします。

○委員長（喜々津英世委員長）

次に、賛成、反対、いずれでも結構です。ありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は、会議規則第81条の規定に基づき、起立により行います。原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数と認めます。

よって、本一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行側、退席をお願いいたします。

暫時、休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員長）

休憩を閉じて再開をいたします。

今回は、7つの議案だったですかね、ありましたね。皆さんの御協力で、いろいろ不手際もありまして、ご心配をかけましたけれども、無事終了することができました。それで、午前中申し上げておりました。総務文教常任委員会の所管事務調査の件を皆さん方にお諮りをしたいと思います。どなたか。御意見があったら、お願いいたします。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は、先ほどから議案の中でも出てきているんですけども、図書館の件についてということで、どういう文言になるかわからないんですけども、図書館の件について、いわゆる今後、所管事務調査を行えば、土地とかですね、もし可決した際には、土地あるいは、いろんなことが、調査を可能じゃないかなと思いますので、まずその件を提案させていただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員長）

ほかにありませんか。他に意見もないようですが、今、図書館の問題で、現地調査、いわゆる平戸ということも、休憩時間中にありましたけれども、あるいは隣の多良見とか、いろいろありますので、そこらへんはまた、日程あるいは調査地をもんでみて。ひっくるめて、事務局と詰めてみて、また皆さん方に御提案し決定をしたいというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

休憩時間中にですかね、平戸という話も出てましたけれども、もしその一日で日帰りのできるんだったら、平戸に行って、もし時間的に余裕があるなら、例えばどこか。そういう図書館、武雄じゃなくて、伊万里とか、ちょっと無理かな時間的にもね、1日使うんだったら有効に、もし日程が組めればですね、そういうのもいいんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員長）

基本的に、やっぱり1泊2日は難しいと思いますので、今の提案がありましたので、そこらへんもひっくるめて、ちょっと工程表とか、こういったものの、策定をしますので、もうちょっと時間をかしていただき、具体的にご提案できる状況なれば、また、後で、会議を開いて、させていただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員長）

会議を再開します。

基本的に所管事務調査をやるということで、御了解をいただきたいと思います。基本的な中身につきましては、事務局等もよく相談をしながらどういった手法が考えられるか、準備すべき資料あるいはもし視察に行くならばいくためにはどういったものを見てくるか、見たいか、そういったものを踏まえてですね。後でまた正式に提案をさせていただきます。

それでは、これでこの総務文教常任委員会ですべて終わります。御苦労さんでした。

委員長